

【「特に重点措置を講じる区域」以外の区域の飲食店の方】**重点区域以外の飲食店に対する6月1日以降の時短要請 Q & A****Q 1 「特に重点措置を講じる区域（以下「重点区域」）」以外の区域の飲食店で、6月1日以降、支給要件は変わるのか？**

A 1 重点区域以外の区域の飲食店に対しては、5月9日からの要請に引き続き、「カラオケ設備の利用」を終日行わないことが要請されており、支給要件の変更はありません。

なお、以下の項目についても、これまでと同様の支給要件です。

- ・要請期間の全期間、県内の全店舗で20時までの時短営業（お客様に退店していただくこと）に全面的に協力すること。
- ・食品衛生法上の有効な許可を有し、且つ、時短要請期間の全てを通して有効であること。
- ・通常の営業終了時刻が20時を越えていること。
- ・業種別ガイドラインを遵守し、適切な感染防止対策を講じること。

Q 2 6月1日以降、結婚式場に対する時短要請が行われているが、新たに協力金の対象となるのか？

A 2 これまで、結婚式場に関しては、一般のお客様が飲食に利用可能なレストラン等の飲食施設が併設されている場合に限り、当該飲食施設が県の要請に応じていただいている場合に協力金の対象となっていました。6月1日以降は新たに、飲食店営業許可を受けている結婚式場が、結婚式（披露宴、二次会等を含む。以下「結婚式等」）で、県の要請（20時までに終了すること（※）、終日カラオケ設備の提供を行わないこと）に応じていただく場合も協力金の対象となります。この場合、通常、20時を越えて結婚式を開催していることがホームページやパンフレットなどで対外的に公表されているとともに、開催実績（令和2年又は令和元年6月に1回以上終了予定時刻が20時を越える結婚式等を開催している）があることが必要です。

また、ホテル又は旅館の集会の用に供する施設で結婚式を行う場合も、「飲食店営業許可を受けており、当該施設を結婚式に利用できることが対外的に公表されていること」「当該施設の通常の利用時間が20時を越えていること」「結婚式等で県の要請（20時までに終了すること、終日カラオケ設備の提供を行わないこと）に応じていただくこと」の要件を満たした場合は、協力金の対象となります。

（※）結婚式場の場合は建物に、ホテル・旅館の場合は会場に、20時の時

点で新郎新婦及び招待客が残っていない状態にすることをいいます。

Q 3 時短営業に加えてカラオケ店に対してはどのような要請がかかるのか？

A 3 全国的にいわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況などを考慮して、5月11日から、昼夜を問わず終日「カラオケ設備を利用しないこと」を要請させていただいております。対象は飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けているカラオケ店で、カラオケボックスなども含みます。これは重点区域以外の区域の飲食店に対しても同様であり、6月20日までの時短要請期間中カラオケ設備を利用しないことは、協力金の支給要件にもなっています。

Q 4 協力金の金額に変更はあるのか？

A 4 6月1日以降も、5月31日までと協力金の日額単価は同じ考え方ですが、5月12日～31日の時短要請協力金については、5月を基準月として協力金単価を算定するのに対し、6月1日～20日の時短要請では6月を基準月として算定しますので、協力金の日額単価は変わってくる場合があります。

Q 5 5月31日までの時短要請には応じていなかった店舗が、6月1日から時短要請に応じた場合、協力金は支給されるのか？

A 5 6月1日以降、時短要請の全期間、20時までの時短営業に県内の全店舗舗で全面的にご協力いただき、カラオケ設備の利用を行わないなど、全ての支給要件を満たしていれば、協力金をお支払いします。

Q 6 4月26日～5月11日の時短要請や、5月12日～5月31日の時短要請に関する協力金の申請受付はどうすればいいのか？また、6月1日以降の要請に対する協力金の申請はどうなるのか？

A 6 4月26日～5月11日までの時短要請に関する協力金については、5月12日から6月18日（消印有効）まで受付を行っています。また、5月9日から31日までの時短要請に対する協力金の申請は、6月1日から7月2日（消印有効）まで受付を行います。いずれも、申請に必要な手続きの詳細は、県のホームページに掲載します。

なお、6月1日からの要請に対する協力金の申請手続きに関する詳細は、6月20日の要請期間終了後に速やかに公表する予定です。

Q7 4月26日～5月11日の時短要請や5月12日～31日の時短要請でも協力金を申請するが、今回の時短要請の申請書を提出する際は、もう一度同じ書類を提出しなければならないのか？

A7 申請手続きはそれぞれの協力金で別々に行っていただく必要がありますので、申請書につきましては、改めてご提出いただくこととなります。

申請手続きを複数回していただくことで、お手数をおかけすることとなりますが、内観・外観写真、営業許可証写し、本人確認書類、売上台帳など、重複する添付書類は複数回提出しなくてもいいようにする等、できるだけ申請に係る負担を軽減できるようにいたしますので、ご理解をお願いいたします。

Q8 店舗において感染防止対策を講じているか否かは、支給の要件に含まれるのか？

A8 5月31日までの時短要請と同様、業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を講じていただいていることが協力金の支給要件となります。

Q9 5月12日～5月31日の協力金を申請した開業後1年を経過していない店舗が、6月1日以降の時短要請期間について協力金を申請する場合、1日当たりの売上高は、開業日から何月何日のもので計算すればよいのか？5月31日までで計算すると、時短要請のかかっていた5月12日～5月31日を含むこととなるが。

A9 5月12日～5月31日の時短要請に関する協力金の算定時は、時短要請日の前日（5月11日）までの売上高で計算していましたが、同様の考え方で時短要請期間の売上高を含めると、申請者にとって不利になる場合がありますので、延長後の協力金についても、開店日から令和3年5月11日までの売上高を基準に日額を算定してください。

なお、確定申告書、売上台帳等については、前回の申請時に添付したものと同一ものを提出していただくこととなるため、添付を省略することができます。

※ 4月26日～5月11日の時短要請協力金の申請もしている方は、4月25日までの売上高で算定してください。